

**地域活動支援センター八甲（指定一般相談支援事業所）  
重要事項説明書**

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 虹
法人所在地	青森県青森市問屋町一丁目15番10号
代表者氏名	理事長 西脇 巽
電話番号・FAX 番号	電話 017-738-1133 FAX 017-738-1143

2. 事業所の概要

事業所の名称	地域活動支援センター 八甲
事業所の所在地	青森県問屋町一丁目18番地47
電話番号 FAX 番号	電話 017-728-8601 FAX 017-718-5453
メールアドレス	niji8-hakko@ninus.ocn.ne.jp
管理者氏名	管理者 萱森 静香
事業の目的・ 運営方針	<p>(1) 指定一般相談支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 指定一般相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 県、市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。</p> <p>(4) 関係法令等を遵守します。</p>
開設年月日	平成17年12月19日
指定年月日	平成28年6月1日

3. 事業所の職員体制

職種	職員配置	資格	常勤・非常勤	指定基準	常勤換算
管理者兼相談支援 専門員	1名	社会福祉士・精神 保健福祉士	常勤 1名	1名	—
相談支援専門員	1名	社会福祉士・精神 保健福祉士	常勤 1名	1名	1名
相談支援専門員	1名		常勤 1名	—	—
相談支援専門員	1名	社会福祉士・精神 保健福祉士	常勤兼務 1名	—	—
相談支援専門員	1名		常勤兼務 1名	—	—

4. 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定一般相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

相談支援専門員	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>【地域移行支援計画の作成】 障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係る地域移行支援計画原案を作成します。また、支給決定等が行われた後関係者との連絡調整を行い、地域移行支援計画の作成を行います。</p> <p>【モニタリング】 支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して地域で生活することができるよう、地域移行支援計画が適切であるかどうかについて見直しを行います。また、見直しの結果に基づき計画を変更するとに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>
---------	---

#### 5. 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（ただし、国民の祝日、8月13日～14日、12月30日～1月3日を除く）。
営業時間	月曜日～金曜日 9：00から16：30まで 土曜日 9：00から12：00まで
夜間休日の対応	夜間、休日の対応に関しては、緊急の場合に限り当事業所（017-728-8601）にご連絡ください。電話転送にてスタッフに連絡が取れます。

#### 6. 通常の実施地域

青森市全域
-------

#### 7. 指定一般相談支援の提供方法及び内容

##### （1）基本相談支援

- ア 障害者・障害児等からの相談に応じ、情報を提供
- イ 市町や障害福祉サービス事業者等との連絡調整

##### （2）地域相談支援

##### ① 地域移行支援

- ア 地域移行支援計画の作成
- イ 入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ウ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- エ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

##### ② 地域定着支援

- ア 地域定着支援台帳の作成
- イ 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ウ 緊急時における一時的な滞在等による支援

#### 8. 利用料金

相談支援利用料	事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。
交通費	利用者の希望により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供した際には、運営規程に基づき、その実費をいただく場合があります。

9. 利用者負担額の支払い方法等 サービス利用計画に利用者負担額が生じる場合については、障害者福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）に記載された負担割合により算定された利用者負担額を1か月ごとに請求致しますので、下記の方法で納入期限までにお支払いください。

(1) 現金で支払い

事業所窓口でお支払下さい。領収書を発行します。

10. サービス提供の記録 本事業所では、相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存しております。

【本事業所にて保存している記録】

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳  
(地域移行支援画案及び地域移行支援計画、アセスメントの記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録)
- ・関係機関からの情報提供に関する資料
- ・契約書・重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類
- ・利用者に関する市への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

11. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

来所もしくはお電話で申込み下さい。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申込み下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

サービス等利用計画作成費の支給が取り消されたときは、自動的にサービスを終了致します。

④その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った時は、サービスを終了させて頂く場合があります。

12. サービス内容に関する苦情の窓口

利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。事業所内にわかりやすく表示します。また電話やFAXによる受付も行います。

(1) 当事業所における苦情の受付

事業所相談窓口	電話番号：017-728-8601 FAX：017-718-5453 苦情受付担当者：平野 千代野（相談支援専門員） 苦情受付責任者：萱森 静香（管理者兼相談支援専門員）
---------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森市役所福祉部 障がい者支援課	所在地 青森市新町一丁目3番7号 電話番号 017-734-5327
青森県運営適正化委員会	所在地 青森市中央三丁目20番30号 電話番号 017-731-3039

1.3. 虐待の防止のための窓口

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。利用者からの虐待防止等に関する常設の窓口及び責任者については、事業所内にわかりやすく表示します。また、電話やFAXによる受付も行います。

- (1) 虐待の防止に関する責任者及び受付担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を定期的に行い、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

事業所相談窓口	電話番号：017-728-8601 FAX：017-718-5453 虐待受付担当者：西田 久美子（相談支援専門員） 虐待防止責任者：萱森 静香（管理者兼相談支援専門員）
青森市障がい者虐待防止センター	所在地 青森市新町一丁目3番7号 電話番号 017-722-3260

1.4. その他

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保守する旨、従業員との雇用契約の内容に含むものとします。

1.5. 緊急時の対応について

利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者様があらかじめ指定する下記のご家族様等へ速やかにご連絡しますので、記載をお願い致します。

氏名 (続柄)	( )	氏名 (続柄)	( )
住所		住所	
電話番号	(自宅) (携帯) (職場)	電話番号	(自宅) (携帯) (職場)
医療機関 (主治医)	( 医師 )	電話番号	

## 16. 事故発生時の対応方法について

利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様のご家族、利用者様に係るサービス提供事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名・保険名	三井住友海上火災保険株式会社・賠償責任保険
補償の概要	福祉事業者総合賠償責任保険

令和 年 月 日

指定一般相談支援の提供にあたり、本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

<事業所名> 地域活動支援センター 八甲

<住所> 青森市問屋町一丁目18番地47

<説明者氏名> \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

(代理人)

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_



## 地域活動支援センター八甲（指定相談支援事業所） 重要事項説明書

### 1、当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話 017-728-8601

### 2、地域活動支援センター八甲の概要

#### (1) 指定番号及びサービス提供地区

名称	社会福祉法人 虹 地域活動支援センター八甲
所在地	青森県青森市問屋町一丁目18番地47
代表者氏名	理事長 西脇 巽
事業者指定番号	0230100158
電話番号	017-728-8601
FAX 番号	017-718-5453
認可年月日	平成17年12月19日
通常の事業実施地域	青森市

#### (2) 職員体制

職 種	資 格	常勤・非常勤	業務内容
管理者兼 相談支援専門員	社会福祉士及び 精神保健福祉士	常勤1名	従業員及び業務 の管理、指定相 談支援
相談支援専門員	社会福祉士及び 精神保健福祉士	常勤1名	指定相談支援
相談支援専門員		常勤1名	指定相談支援
相談支援専門員	社会福祉士及び 精神保健福祉士	常勤兼務1名	指定相談支援
相談支援専門員		常勤兼務1名	指定相談支援

#### (3) 営業時間

月曜日～金曜日	9:00～16:30
土曜日	9:00～12:00
日曜・祭日・8/13 ～14・12/30～1/3	休 日

※夜間、休日の対応に関しては、緊急の場合に限り当事業所(017-728-8601)にご連絡ください。電話転送にてスタッフへ連絡が取れます。

### 3、相談支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) サービス等利用計画の作成

＜対象者＞サービス等利用計画作成は下記対象者となります。

障害福祉サービスの申請を自治体に行い、サービス等利用計画の作成が必要な者。

利用者を訪問して、ご契約者の心身の状況、おかれている環境等を把握した上で、障害福祉サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下、「障害福祉サービス」）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

＜サービス等利用計画作成の流れ＞

- ① 利用者及び家族等の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス等利用計画の原案を作成します。
- ② 事業者は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス等利用計画の原案に専門的見地からの意見を求めます。
- ③ サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ④ サービス等利用計画の作成後も、利用者及びその家族等、障害福祉サービス等と継続的に連絡をとり、サービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

#### (2) サービス等利用計画の作成後の便宜の供与

利用者及び家族等、障害福祉サービス事業者との連絡を断続的にを行い、サービス等利用計画の実施状況を把握します。

サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

#### (3) サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

### 4、利用料金

- (1) 利用料の自己負担はありません。



## 5、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

来所もしくはお電話で申込み下さい。

### (2) サービスの終了

#### ①利用者のご都合でサービスを終了する場合

口頭または文書でお申込み下さればいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介致します。

#### ③自動終了

利用者の計画相談支援給付費が取り消された場合、この契約は自動的に終了します。

#### ④その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った時は、自動的にサービスを終了させて頂く場合があります。

## 6、事業の運営方針

(1) 当事業所の相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。

(3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

(4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業者、障害者施設等との連携に努めます。

## 7、サービス内容に関する苦情の窓口

利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。事業所内にわかりやすく表示します。また電話やFAXによる受付も行います。

(1) 当事業所における苦情の受付

事業所相談窓口	電話番号：017-728-8601 FAX：017-718-5453 苦情受付担当者：平野 千代野（相談支援専門員） 苦情解決責任者：萱森 静香（管理者兼相談支援専門員）
---------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

青森市役所福祉部 障がい者支援課	所在地 青森市新町一丁目3番7号 電話番号 017-734-5327
青森県運営適正化委員会	所在地 青森市中央三丁目20番30号 電話番号 017-731-3039

8、虐待の防止のための窓口

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。利用者からの虐待防止等に関する常設の窓口及び責任者については、事業所内にわかりやすく表示します。また、電話やFAXによる受付も行います。

- (1) 虐待の防止に関する責任者及び受付担当者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施を定期的に行い、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

事業所相談窓口	電話番号：017-728-8601 FAX：017-718-5453 虐待受付担当者：西田 久美子（相談支援専門員） 虐待防止責任者：萱森 静香（管理者兼相談支援専門員）
青森市障がい者虐待防止センター	所在地 青森市新町一丁目3番7号 電話番号 017-722-3260

9、加算についての重要事項

- (1) 精神障害者支援体制加算を取得（令和元年7月1日）
- (2) 精神障害者関係従事者養成研修等を終了した常勤の相談支援専門員を2名配置する。

- ① 研修名：平成30年度官民協同・医療と福祉の連携研修会  
参加者：萱森 静香
- ② 研修名：令和4年度青森県精神障害者地域移行研修会  
参加者：平野 千代野

## 10、その他

- (1) 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保守する旨、従業員との雇用契約の内容に含むものとします。

### 11、緊急時の対応について

利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者様があらかじめ指定する下記のご家族様等へ速やかにご連絡しますので、記載をお願い致します。

氏名 (続柄)	( )	氏名 (続柄)	( )
住所		住所	
電話番号	(自宅) (携帯) (職場)	電話番号	(自宅) (携帯) (職場)
医療機関 (主治医)	( 医師 )	電話番号	

### 12、事故発生時の対応方法について

利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様のご家族、利用者様に係るサービス提供事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名・保険名	三井住友海上火災保険株式会社・賠償責任保険
補償の概要	福祉事業者総合賠償責任保険

相談支援（サービス等利用計画）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて説明をしました。

20 年 月 日

事業者

<事業者名>地域活動支援センター八甲

(指定相談支援事業所：事業所番号 0230100158)

<住所>青森市問屋町一丁目18番地47

<説明者氏名>

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から相談支援（サービス等利用計画作成）についての重要事項の説明を受けました。

20 年 月 日

利用者

<住所>

<氏名>

印

(代理人)

<住所>

<氏名>

印